

# 山梨県公報

第千四百四十一号

平成十五年

十二月二十五日

木曜日

## 目次

土地収用事業の認定	八〇五
道路の区域変更	八〇六
道路の供用開始	八〇六
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	八〇六
公安委員会	
遊技機の型式の検定	八〇六
正誤	八〇八
平成十五年十二月四日付け第千四百三十五号中	

## 告示

### 山梨県告示第六百十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十二月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 起業者の名称  
武川村
- 二 事業の種類  
武川村農産物直売センター精米施設設置及び駐車場建設事業
- 三 起業地  
1 収用の部分 北巨摩郡武川村大字牧原字東原地内  
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
1 法第二十条第一号要件  
武川村農産物直売センター精米施設設置及び駐車場建設事業(以下「本事業」と

いう。)は、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

### 2 法第二十条第二号要件

起業者は、既に財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

### 3 法第二十条第三号要件

(一) 武川村農産物直売センター(以下「センター」という。)は、武川村米を初めとした武川村特産品の販売及び情報発信の場として、平成十二年四月に開設された施設である。本事業は、センターで販売する武川村米の精米施設を設置するとともに、来客者用の駐車場を増設する事業である。現在、武川村米の精米は委託で行っており、一度にある程度まとまった量を精米せざるを得ないため、精米されてから消費者に届くまでに期間を要することもあり、消費者に武川村米本来のおいさを伝えづらい状況にある。また、駐車場の台数が少ないため、センター利用者が不便を来している状況にもある。このため、本事業は、必要な量だけ精米して新鮮な米を販売することが出来る精米施設を設置するとともに、駐車場を増設するもので、本事業施行により、武川村米を中心とした武川村特産品の普及振興が図られ、施設利用者の利便性の向上が図られると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること、

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利便性、経済性、安全性等の要件を考慮し選定された、センター近隣の三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想駐車台数等から積算し、本事業を実現するために必要な施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

### 4 法第二十条第四号要件

本事業は、武川村米をより良い状態で消費者に提供するための施設を設置し、台数の少ない駐車場を増設するものであり、センターの現況を踏まえると、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

### 5 結論

1 から4 までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

判断することができる。  
 以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。  
 五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所  
 武川村産業課

**山梨県告示第六百二十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年一月十五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡秋山村字古口五一〇四番の四地先から 南都留郡秋山村字古口五〇八二番の二地先まで	一五・五 三四・三	二二・一 四〇・九		一一・九

**山梨県告示第六百二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年一月十五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
四日市場上野原線		南都留郡秋山村字古口五一〇四番の四地先から 南都留郡秋山村字古口五〇八二番の二地先まで	一一・九	平成十五年十二月二十五日

**山梨県告示第六百二十四号**

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十五年十二月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 境川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡境川村大字藤俣字下帯石千四百十九番一地从先から東八代郡境川村大字石橋字川向二千四百五十七番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 境川村長 角田義一
  - 2 住所 東八代郡境川村藤俣二千六百番地
- 五 管理の内容
  - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
  - 六 管理の期間 平成十五年十二月二十五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

**公安委員会**

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十二月二十四日までとする。

平成十五年十二月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は業者名	
タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRウィ ンターフ S	タイヨー エレクト リック 株式会 社	三〇〇八〇三
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRソニ ックST	サミー株 式会 社	三〇〇八二六
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二二 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	スリーバ ース	岡崎産業 株式会 社	三四〇九一九
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二）	CR力也 HR	マルホン 工業株 式会 社	三〇〇八五七

マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR力也 CT	マルホン 工業株 式会 社	三〇〇八七四
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR力也 M	マルホン 工業株 式会 社	三〇〇八三七
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRサン ダーバー ドZZ	株式会 社 藤商 事	三〇〇八六六
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRイル ナボンバ ILN	株式会 社 サンセイ アールア ンドデイ	三〇〇八七〇
奥村遊機株式会社 代表取締 役 奥村昌美 愛知県名古屋市中区鶴舞二 丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRチャ イルズ・ チャップ リンES	奥村遊機 株式会 社	三〇〇八四三

奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市長和区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	チャップリン・ワールド	奥村遊機株式会社	三〇〇八六四
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRモーター一家K	株式会社メイシー販売	三〇〇八三九
ニイガタ電子精機株式会社 代表取締役 橋本桂一 新潟県長岡市三町二丁目一番一―号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ブルメリアル30	ニイガタ電子精機株式会社	三四〇四八八

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年十二月四日掲載の発行行為及び公共施設に関する工事の完了についての公告中

七四四	上	終わりから九	一五二三の四	一五二三の三、一五二三の四
-----	---	--------	--------	---------------